証券コード: 4331

第26回 定時株主総会

2024年6月26日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)



東京都港区白金台四丁目19番19号 東京都港区白金台四」目19番1

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役4名選任の件 補欠監査役1名選任の件 第5号議案

CONTENTS

第26回定時株主総会招集ご通知 ······· P9 株主総会参考書類······ P12 (添付書類)



TRUNK(HOTEL) CAT STREET



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。T&Gはホスピタリティ業界のリーディングカンパニーとして、日本を牽引することをPURPOSEに掲げております。「ハウスウェディング」という新しい市場を創出したように、日本初の「グローバルホテルブランド」となり、新しいホテルの形を日本に広めることで、ホスピタリティ業界の活性化に貢献できると考えております。

日本には優良コンテンツがたくさんあります。魚や肉、果物など、日本では衰退が危惧されている一次産業は、その品質が評価され、海外の方は高値でも手に入れたいと考えるほどです。今後は、そういった日本の強みを打ち出したラグジュアリーブランドも企画してまいります。

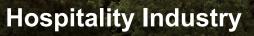
その他デザインやコンセプトの異なるいくつかのホテルブランドを企画しており、 すでに海外でも認知度の高いTRUNKブランドに関しては海外出店も視野に入ってき ております。

このようなイノベーションを通して、日本を、世界に負けない観光立国として躍動させてまいります。

代表取締役会長 野尻佳孝

Spark Innovation in the

ホスピタリティ業界にイノベー



ションを起こし 日本を躍動させる

2024年3月期は、株主の皆様をはじめ、多くの方々のおかげで好調な業績を収めることができました。2025年3月期の営業利益は、コロナ禍前の水準を超える、過去10年の最高益を目指してまいります。60万組から50万組に急減した婚姻件数は、なかなか回復が見えず、若年層の結婚への意欲低下など、マーケット全体の課題は多くあります。業界の先陣を切ってきた私たちは、ただ、自分たちのシェアを拡大するというだけでなく、業界そのものを守り、向上させていきたい、そう考えております。

業界の中で、私たちが持っているノウハウを提供しながら一緒に向上する、新たな需要にあった新しい結婚式の形態を創出する、様々な選択肢を通して、関わらせていただく結婚式の数を増やし、企業価値を向上させていきたいと考えております。

長期経営方針を2022年5月に発表して以降、様々な同業他社様、ホテル様からお声がけをいただくことが増えてまいりました。業界の皆様と一緒に成長し、ウェディング業界全体を活性化していくとともに、ホテル事業をしっかりと積み上げ、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

代表取締役社長 岩瀬 賢治



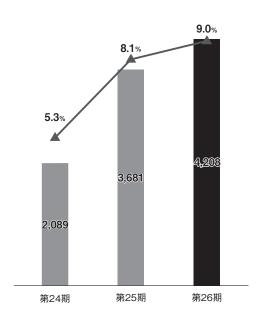
コロナ禍前水準まで大幅回復 3年連続 増収増益

■ 営業利益

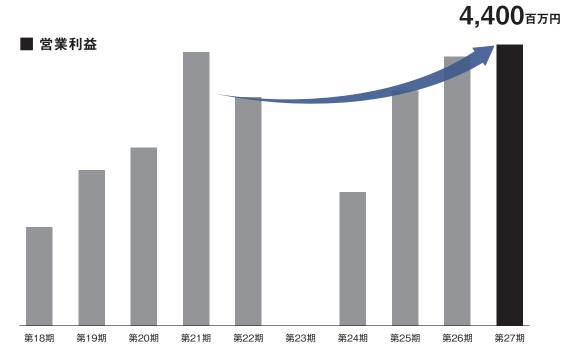
4,208 百万円

▲ 営業利益率

9.0%



過去10年の最高益目標ホテル拡大期へ繋ぐ



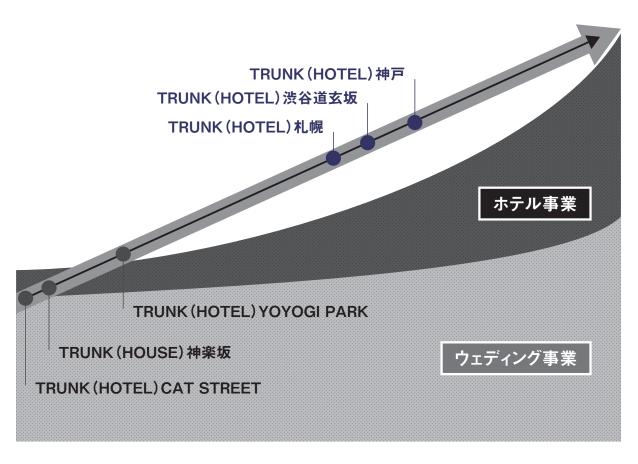
※第23期(2021/3)は、▲11,191百万円の営業赤字

単位:百万円	第2四半期累計			通期			
	前年実績	予想	増減額	前年実績	予想	増減額	
売上高	21,662	21,000	-662	47,020	47,000	-20	
営業利益	1,410	1,000	-410	4,208	4,400	+192	
経常利益	1,169	750	-419	3,754	3,900	+146	
当期純利益	744	450	-294	1,831	2,000	+169	

LONG TERM MANAGEMENT POLICY

長期経営方針

ホテル事業を第2の柱に 日本にブティックホテル市場を創る





TRUNK(HOTEL) SAPPORO(仮称)

2027年春 OPEN予定

- ●北海道札幌市中央区南2条西4丁目
- ●客室数 ………100~110室
- ●客室単価 ………60,000円~700,000円

TRUNK(HOTEL) DOGENZAKA(仮称)

2027年夏 OPEN予定

- ●東京都渋谷区道玄坂2丁目
- ●客室数……… 120~130室
- ●客室単価 ……50,000円~400,000円





TRUNK(HOTEL) KOBE(仮称)

2028年春 OPEN予定

- ●兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目
- ●客室単価 ……30,000円~400,000円

NEWS DIGEST

第26期ニュース

新卒入社

2023年新卒114名が入社

SUSTAINABLE CANDLE

結婚式で使用した会場装花を「アフターフラワーキャンドル」として使用する新商品をリリース

KIDS PROJECT

全国49か所の会場で 子供たちに体験と学び を提供する「T&Gキッ ズプロジェクト」を開 催



TRUNK(HOTEL) 札幌出店決定



「札幌ダイビル再開 発プロジェクト」に TRUNK(HOTEL)ブ ランド5店舗目の出店 決定

DIVERSITY

世界的に活躍する LGBTQカップルTaiki &Noahをメインモデ ルに起用



福利厚生拡充 女性活躍支援

女性特有の健康課題への対策として「Femself Box」を 導入

EAGLES' NEST運営開始

楽天モバイルパーク宮 城内のスポーツラウンジ 「EAGLES' NEST」の運営 開始

4月

7月

10月

12月

1月



9月 NEW TRUNK(HOTEL) OPEN

TRUNK(HOTEL) YOYOGI PARK開業



SDG s 認証取得

横浜市によるSDGs認証制度において上位認証である Superiorをブライダル事業者として初めて取得

SUSTAINABLE DRESS

結婚式の装花から抽出した天然料で染める「ボタニカル・ダイドレス」という新商品をリリース



GREAT PLACE TO WORK

GPTW[®]「働きがいのある会社」 ランキングにおいて6年連続7回目のベストカンパニー選出

3月

ESG活動報告

「働きがいのある会社」 にランクイン



GPTW[®]ジャパンが認定する「働きがいのある会社」は"働きやすさ"と"やりがい"の両方が兼ね備わった企業が認定されます。当社の様々な制度や施策が評価され、6年連続7回目の選出となりました。

部門責任者 女性比率37.0%



全27部署の部門責任者は、女性が37.0%を占めています。育児をしながら活躍する女性責任者や、グループ会社の役員を務める女性など、管理部門、事業部門問わず、抜擢されています。

「ウッドデザイン賞2023」 を受賞



「ベイサイド迎賓館 神戸」のチャペルが、木の良さや価値を、デザインの力で再構築することを目的として、優れた建築・空間や製品等を表彰する「ウッドデザイン賞2023」を受賞。

複数自治体の SDGs認証を取得



SDGs達成に向けて取り組む企業・団体を自治体が認証する制度。 さいたま市で認証企業に選出、横 浜市で認証取得。

新しいホテルも SDGsを推進



ルーフトッププールで利用する プールバックはマイクロプラス チックを発生させない生地にこだ わり、レストランのテイクアウト容 器は再利用可能にするなど、ホテ ルのアメニティ、グッズなど、様々 な面でSDGsを重視。

育休復職率100% 男性育休取得率13.04%



若年層は、出産に伴う一時的なお休みに入るメンバーも多くいます。彼ら彼女らが子育ての経験を糧として、活躍できるよう、様々な雇用形態を準備しており、復帰をかなえています。若手活躍の裏には、こういった細やかなサポートがあります。

株主各位

証券コード: 4331 2024年6月11日 (電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

東京都品川区東品川二丁目3番12号

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ

代表取締役社長 岩瀬賢治

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tg n.co.jp/ir/library/meeting/)に電子提供措置事項を掲載しております。

そのほか、インターネット上の東京証券取引所ウェブサイト(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010 Action.do?Show=Show)にも掲載しております。

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名(「株式会社」を除く)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、10頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照のうえ、2024年6月25日(火曜日)午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

記 -

敬具

1.	日 時	2024年6月26日(水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)
2.	場所	東京都港区白金台四丁目19番19号 アーフェリーク白金
	-20 111	(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。)
		1. 第26期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算
		報告事項 書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	2 日始末环	2. 第26期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
3.		第1号議案 定款一部変更の件
٥.	目的事項	第2号議案 定款一部変更の件
		決議事項 第3号議案 取締役7名選任の件
		第4号議案 監査役4名選任の件
		第5号議案 補欠監査役1名選任の件
	その他招集	1. 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
4.	にあたって	2. インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な 行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合
	の決定事項	行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わさせていただきます。
		以上

- ●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ●株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」 「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個 別記記表」「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」「会計監査人の監査報告」及び「監査役会の監査報告」を記載しておりません。なお、 監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内



株主総会にご出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。 株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。



書面(郵送)により議決権を行使される方へ

行使期限 **2024** 年 **6** 月 **25** 日(火曜日)午後 **7** 時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより議決権を行使される方へ

行使期限 **2024** 年 **6** 月 **25** 円 (火曜日) 午後 **7** 時入力分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。詳しくは同封のご案内文書をご確認ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使のお取り扱いについて

- ■インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を ご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。詳 しくは同封のご案内文書をご確認ください。
- ■インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ■書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

パスワードのお取り扱い

- ■パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
- ■パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内 に従ってお手続きください。なお、スマートフォンでの議決権行使「スマート行使」をご利用の場合は、パスワード入力は不要です。

議決権行使ウェブサイトのご利用について

- ■インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。
- ■議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金 (接続料金等) は、株主様のご負担となります。

■インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

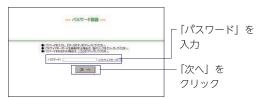
議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についてのお問合わせ先 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル **201** 0120-652-031 受付時間午前9時~午後9時

機関投資家の皆様へ

株式会社 ICJ が運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。



第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第一種優先株式及び第二種優先株式その発行済株式の全部を取得及び消却したことから、第一種優先株式及び 第二種優先株式に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(ト線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、24,912,000株と <u>し、各種類</u> の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式24,912,000株、第一種 <u>優先株式2,000株、第二種優先株式1,000株と</u> する。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、24,912,000株とする。
(単元株式数) 第7条 当会社の <u>普通株式の</u> 単元株式数は100株と <u>し、第一種優先株式及び第二種優先株式の単元株式数は1株と</u> する。	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は <u>、</u> 100株とする。
第2章の2 優先株式	(削除)
(第一種優先株式) 第12条の2 当会社の発行する第一種優先株式の内容は次のとおりとする。 1.優先配当 (1) 当会社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)又は第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種登録株式質権者」という。)に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき88,000円(以下「第一種優先配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。 (2) ある事業年度において、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当(当該事業年度より前	(削除)
の各事業年度に係る第一種優先配当金につき本号に従い累積した第 一種累積未払配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額 が当該事業年度に係る第一種優先配当金の額に達しないときは、そ の不足額は翌事業年度以降に累積する。	
- I ACCOUNT OF A PARTY	

現行定款変更案

この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、第一種優先株式1株につき88,000円に対して年率8.8%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「第一種累積未払配当金」という。)は、前号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種累積未払配当金の額に達するまで、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して金銭による配当を行う。

(3) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、第一種 優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 優先中間配当

当会社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき44,000円(以下「第一種優先中間配当金」という。)を中間配当として支払う。

3. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第 一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、 第一種優先株式1株につき1,000,000円に第一種累積未払配当金 (残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。) を実際に 支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とす る。) 及び経過未払配当金(分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、 分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を 含む。) までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当 金の額から、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に 支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中 間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日 とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未 満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。) を加え た金額の金銭を支払う。但し、本号においては、分配日が配当基準 日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金 の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基 準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして第一種累積未 払配当金を計算する。

(2) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 優先順位

- (1) 当会社の普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の剰余金の配当及び残余財産の分配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とし、第二種優先株式を第2順位とし、普通株式を第3順位とする。
- (2) 剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

5. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有 しない。

6. 種類株主総会

- (1) 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合 には、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株主を構成員 とする種類株主総会の決議を要しない。
- (2) 第一種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238 条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
- 7. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
- (1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- (2) 当会社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利 又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償 割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

第一種優先株主は、いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲 内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取 得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「第 一種金銭対価取得請求日」という。)。

第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金(第一種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第一種金銭対価取得請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第一種金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。

現行定款 変更案

なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものと し、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第 2位を四捨五入する。) を加えた額とする。

9. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日(以下「第 一種強制償還日」という。) が到来することをもって、第一種優先株 主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対 価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。 第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得 を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式 1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金 (第一種強制償還日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い 計算される額の合計額とする。) 相当額及び経過未払配当金(第一種 強制償還日を剰余金の配当基準日と仮定し、第一種強制償還日の属 する事業年度の初日(同日を含む。)から第一種強制償還日(同日を 含む。) までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当 金の額から、第一種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含 む。) 以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第 一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1 年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行 い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入す る。) を加えた額とする。また、第一種優先株式を一部取得する場 合、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式対価取得条項

当会社は、2026年4月1日以降、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日(以下「第一種強制一斉転換日」という。)が到来することをもって、第一種優先株主の意思にかかわらず、

法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を対価として、 第一種優先株式の全部を取得することができる。

(2) 第一種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数当会社は、第一種強制一斉転換日において、第一種優先株主に対して、当該第一種優先株主が有する第一種優先株式の数に、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円を乗じて得られる額を次号及び第(4)号において定める一斉転換価額で除した数の当会社の普通株式を交付する。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。

現行定款 変更案

- (3) 当初一斉転換価額
- 一斉転換価額は当初626.2円とする。
- (4) 一斉転換価額の調整
- (i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり一 斉転換価額を調整する。
- (a)普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により一斉転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

 調整後
 調整前
 分割前発行済普通株式数

 一斉転
 三 一斉転
 本

 換価額
 投票
 分割後発行済普通株式数

調整後一斉転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日) 以降これを適用する。

(b)普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、一斉転換価額を調整する。

 調整後
 調整前
 併合前発行済普通株式数

 一斉転
 三 一斉転
 ※

 換価額
 併合後発行済普通株式数

調整後一斉転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを 適用する。

(c)下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をも って普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式 若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以 下、本(c)において同じ。) の取得による場合、普通株式を目的とする 新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割に より普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「一斉転換価 額調整式」という。)により一斉転換価額を調整する。一斉転換価額 調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の 目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後一斉転 換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終 日) の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当 該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。 なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式にお ける「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する 普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前におい て当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

現行定款 変更案

なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する 普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

新たに発行する _> 1株当たり (発行済普通株式数 調整 普通株式の数 払込金額 - 当会社が保有す + 前一 後一 斉転 = 斉転 × <u>る普通株式の数</u>) 普通株式1株当たりの時価 換価 換価 (発行済普诵株式数-当会社が保有する普通株式の 額 額 数) +新たに発行する普通株式の数

(d) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることに より、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式 1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる 株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かか る株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終 日。以下、本(d)において同じ。) に、株式無償割当ての場合にはその 効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基 準日。以下、本(d)において同じ。) に、また株主割当日がある場合は その日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普 通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調 整後一斉転換価額とする。調整後一斉転換価額は、払込期日の翌日以 降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また 株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記 にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点 で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時 点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条 件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものと し、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(e)行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。) の合計額が下記(iv)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 (新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日 (新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。) に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後一斉転換価額とする。

現行定款 変更案

調整後一斉転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による一斉転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社は第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後一斉転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、一斉転換価額の調整を適切に行うものとする。
- (a)合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために一斉転換価額の調整を必要とするとき。
- (b)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の一斉転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (c)その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって一斉転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 一斉転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iv) 一斉転換価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後一斉転換価額を適用する日(但し、一斉転換価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。
- (v) 一斉転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後一斉転換価額と調整前一斉転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、 一斉転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

11. 譲渡制限

第一種優先株式を譲渡により取得する場合には、当会社の取締役会 の承認を受けなければならない。

現行定款	変更案
(第二種優先株式)	(削除)
第12条の3 当会社の発行する第二種優先株式の内容は次のとお	
<u>りとする。</u>	
1. 優先配当	
(1) 当会社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当	
に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株	
式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)又は第二種優先	
株式の登録株式質権者(以下「第二種登録株式質権者」という。)に	
対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通	
株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先	
立ち、第二種優先株式1株につき30,000円(以下「第二種優先配当	
金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日	
の属する事業年度において次項に定める第二種優先中間配当金を支	
払ったときは、その額を控除した額を支払う。	
(2) ある事業年度において、第二種優先株主又は第二種登録株式質	
権者に対して支払う金銭による剰余金の配当(当該事業年度より前	
の各事業年度に係る第二種優先配当金につき本号に従い累積した第	
<u>二種累積未払配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額</u>	
が当該事業年度に係る第二種優先配当金の額に達しないときは、そ	
の不足額(以下「第二種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以	
降に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の	
初日(同日を含む。)以降においては、年率3.0%の利率で1年毎の	
複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計	
算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最	
後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨	
五入する。第二種累積未払配当金は、前号又は次項に定める剰余金	
の配当に先立ち、第二種優先株式1株につき第二種累積未払配当金	
の額に達するまで、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対	
して金銭による配当を行う。	
(3) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、第二種	
優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。	
2. 優先中間配当	
当会社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終	
の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株主又は第二種登録株式	
質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優	
先株式 1 株につき15,000円(以下「第二種優先中間配当金」とい	
う。)を中間配当として支払う。	

現行定款 変更案 3. 残余財産の分配 (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第 二種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先 立ち、第二種優先株式1株につき1,000,000円に第二種累積未払配 当金(残余財産の分配が行われる日を実際に支払われた日として第 1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。) 相当額及び経過未 払配当金 (残余財産の分配が行われる 日の属する事業年度の初日 (同日を含む。) から残余財産の分配が行われる日(同日を含む。) ま での日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額か ら、残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日(同日を 含む。) 以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における 第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、 1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行 い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入す る。) を加えた額の金銭を支払う。 (2) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、前号の ほか、残余財産の分配は行わない。 4. 優先順位 第一種優先株式及び第二種優先株式の剰余金の配当及び残余財産の分 配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とする。 5. 議決権 第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有し ない。 6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等 (1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株 式について株式の併合又は分割は行わない。 (2) 当会社は、第二種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利 又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償 割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。 7. 金銭を対価とする取得請求権

第二種優先株主は、いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以

下「第二種金銭対価取得請求日」という。)。

現行定款

変更案

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金(第二種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第二種金銭対価取得請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第二種金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

第二種優先株主は、2023年4月1日から2026年3月31日までの間、いつでも、当会社に対して、次号に定める数の当会社の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する第二種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該第二種優先株主に対して交付する。

(2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

第二種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、第二種 優先株式1株当たりの払込金額である 1,000,000 円に第二種累積 未払配当金(普通株式対価取得請求が行われた日を実際に支払われ た日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。) 相当 額及び経過未払配当金(普通株式対価取得請求が行われた日を剰余 金の配当基準日と仮定し、普通株式対価取得請求が行われた日の属 する事業年度の初日(同日を含む。)から普通株式対価取得請求が行 われた日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られ た第二種優先配当金の額から、普通株式対価取得請求が行われた日 の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優 先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した 金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算によ り行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算 し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額に普通株式対価取 得請求に係る第二種優先株式の数を乗じて得られる額を次号及び第 (4)号において定める取得価額で除して得られる数とする。第二種優 先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数 が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数に ついては会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付され る。

(3) 当初取得価額

取得価額は当初626.2円とする。

- (4) 取得価額の調整
- (i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり 取得価額を調整する。

(a)普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後
取得価額調整前
取得価額 \times 分割的発行済普通株式数
分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日) 以降これを適用する。

(b)普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

 調整後
 三
 調整前

 取得価額
 ×
 併合前発行済普通株式数

 併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(c)下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。

調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

現行定款 1株当 新たに発行す (発行済普通株式 る普通株式の × たり払 数-当会社が保 調整 調整 込金額 有する普通株式 + 後取 前取 得価 の数) 得価 普通株式1株当たりの時価 額 額 (発行済普通株式数-当会社が保有する普通株 式の数) +新たに発行する普通株式の数

(d) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることに より、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式 1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる 株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かか る株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終 日。以下、本(d)において同じ。) に、株式無償割当ての場合にはその 効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基 準日。以下、本(d)において同じ。) に、また株主割当日がある場合は その日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普 通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当 たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後 取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償 割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日が ある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわら ず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定して いない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行 又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普 通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確 定した日の翌日以降これを適用する。

(e)行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。) の合計額が下記(iv)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 (新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日 (新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。) に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。

変更案

されて、その後の調整の計算において斟酌される。

現行定款 変更案 調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予 約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株 主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にか かわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記 の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確 定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の 条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし て算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用 する。 (ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該 当する場合には、当会社は第二種優先株主又は第二種登録株式質権 者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後 取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価 額の調整を適切に行うものとする。 (a)合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全 部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事 業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割 のために取得価額の調整を必要とするとき。 (b)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事 由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、 他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (c) その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の 数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取 得価額の調整を必要とするとき。 (iii) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (iv) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整 後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由につい て株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスに おいて公表された場合には、当該公表が行われた日) に先立つ連続 する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値(円位未満 小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。 (v) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調 整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調 整はこれを行わない。但し、本(v)により不要とされた調整は繰り越

現行定款 変更案

9. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日(以下「第二種強制償還日」という。)が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金(第二種強制償還日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第二種強制償還日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。また、第二種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式対価取得条項

当会社は、2026年4月1日以降、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日(以下「第二種強制一斉転換日」という。)が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を対価として、第二種優先株式の全部を取得することができる。

(2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数当会社は、第二種強制一斉転換日において、第二種優先株主に対して、当該第二種優先株主が有する第二種優先株式の数に、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金(第二種強制一斉転換日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第二種強制一斉転換日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第三種強制一斉転換日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。

現行定款	変更案
なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額を乗じて得られる額を次号において定める一斉転換価額で除した数の当会社の普通株式を交付する。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。 (3) 当初一斉転換価額 一斉転換価額 一斉転換価額は当初626.2円とする。 (4) 一斉転換価額の調整 一斉転換価額は第8項第(4)号に準じて調整する。なお、この場合には、取得価額は第8項第(4)号に準じて調整する。なお、この場合には、取得価額	
一斉転換価額 を 「一戸転換価額」を「調整的取得価額」を「調整的 一斉転換価額」、「調整後取得価額」を「調整後一斉転換価額」、「取得 価額調整式」を「一斉転換価額調整式」とそれぞれ読み替える。 11. 譲渡制限 第二種優先株式を譲渡により取得する場合には、当会社の取締役会の 承認を受けなければならない。	
(種類株主総会) 第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会において決議する 事項が、当該決議のほか、種類株主の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。 ② 第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ③ 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。	(削除)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を現行定款第30条(選任)に新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、現行定款第31条(任期)を変更し、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

			(下線は変更部分を示しております。)
	現行定款		変更案
(選任)	第5章 監査役及び監査役会	(選任)	第5章 監査役及び監査役会
第30条	監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設)		監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(任期) 第31条 ②	監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第31条 ②	監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 但し、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第3号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当			
1	再任 野 尻 佳 孝	代表取締役会長 ホスピタリティマネジメント部長			
2	再任 岩瀬 賢治	代表取締役社長			
3	再任 宮 本 隆 志	取締役 社長室長			
4	再任 土 渕 友 美	取締役 事業開発部長			
5	西任 秋 山 進 社 外 独立役員	社外取締役			
6	再任 佐々木 公 明	社外取締役			
7	再任 村 木 真 紀 社 外 独立役員	社外取締役			



■所有する当社の株式数 普通株式 2,460,950株

■取締役在任年数 25年8ヶ月



■所有する当社の株式数 普通株式 26,493株

■取締役在任年数 **15年**

再 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1995年 4 月 住友海上火災保険株式会社 当社代表取締役会長店舗開発部長 2018年4月 (現三井住友海上火災保険株式会社) 2018年8月 当社代表取締役会長店舗開発部長 入計 兼ホテル事業部長 1998年10月 当社設立 代表取締役社長 2019年1月 当社代表取締役会長店舗開発部長 2010年6月 当社代表取締役会長 2019年4月 当社代表取締役会長 2010年6月 株式会社グッドラック・コーポ 一般社団法人未来ウエディング 2022年9月 レーション代表取締役会長 JAPAN代表理事会長 (現任) 2016年12月 株式会社TRUNK代表取締役社長(現任) 当社代表取締役会長ホスピタリ 2024年4月 ティマネジメント部長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社TRUNK代表取締役社長 一般社団法人未来ウエディングJAPAN代表理事会長

取締役候補者とした理由

野尻佳孝氏は、1998年10月の当社創業より代表取締役社長として、また2010年6月より代表取締役会長として、企業価値向上に向け強いリーダーシップを発揮しております。その実績、能力が引き続き当社グループの経営に必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

番号【二石渊

候補者

岩瀬野治

1967年10月9日生

再 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年 3 月 株式会社名古屋観光ホテル入社 当社代表取締役社長 2015年6月 2002年10月 当社入社 2016年12月 株式会社アンドカンパニー代表取締役社長 2007年1月 当社営業統括部長 2017年9月 株式会社Dressmore代表取締役社長 2009年6月 当社取締役ウェディング事業本部 2018年11月 株式会社GENTLE代表取締役社長 営業統括部長兼オペレーション (現任) 当社代表取締役社長総合企画部長 統括部長 2019年4月 2012年 4 月 当計取締役運営統括本部長 兼ホテル事業部長 兼フラワーコーディネーション統括部長 2021年4月 当社代表取締役社長 2014年 1 月 当計取締役運営統括本部長 2023年10月 当社代表取締役社長レストラン事業部長 2024年 4 月 当社代表取締役社長(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社GENTLE代表取締役社長

取締役候補者とした理由

岩瀬賢治氏は、長年ウェディング事業の責任者として事業に携わり豊富な経験と実績を有しております。また現在は代表取締役社長として、全部門の組織運営を適切に行っていることから、引き続き取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式数 普通株式 6,461株

■取締役在任年数

3年

みやもと 隆志 1975年2月10日生

再 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1998年 4 月 株式会社リーガロイヤルホテル 早稲田(現株式会社リーガロイ

ヤルホテル東京)入社

2001年10月 当社入社 営業統括部立上リーダー 2010年4月 当社ウェディング事業本部クオ リティ・コミュニケーション室長

2014年1月 当社クリエイティブセンター長 2014年 4 月 当社執行役員クリエイティブセンター長

2015年 4 月 当社執行役員運営統括本部副本部長

2015年7月 当社執行役員運営統括本部長

2016年7月 当社執行役員運営統括本部長 兼運営統括本部カスタマーセンター長

2019年8月 当社執行役員運営統括本部長 2021年 4 月 株式会社Dressmore代表取締役

社長 (現任) 2021年6月 当社取締役

2022年 4 月 当社取締役事業企画部長

2024年 4 月 当社取締役社長室長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社Dressmore代表取締役社長

取締役候補者とした理由

宮本降志氏は、2014年4月に執行役員に就任以降、クリエイティブセンター長、当社のウェディ ング事業責任者である運営統括本部長、子会社の代表取締役社長などを歴任し、豊富な経験と知 識を有しており、当社グループの経営、成長戦略の推進に必要な人材と判断し、引き続き取締役 候補者といたしました。



■所有する当社の株式数 普通株式 2,199株

■取締役在任年数

2年

上渕 友美 1976年4月30日生

再 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1997年 4 月 株式会社東京ヒューマニアエン タープライズ ホテル日航東京 (現ヒルトン東京お台場) 入社

2001年4月 当計入計

2010年 4 月 当社営業統括部グループマネジャー

2012年 4 月 当計関東事業部長

2014年 4 月 当計執行役員関東事業部長

2015年4月 当計執行役員開発企画部長

2017年 4 月 当社執行役員運営統括本部副本部長 兼開発企画部長

株式会社GENTLE取締役 2018年11月

2020年11月 当計執行役員運営統括本部副本部長 兼ホテル事業部マネジャー

当社執行役員事業開発本部長 2021年4月

兼ホテル事業部長

2021年7月 当社執行役員事業開発本部長 2022年 4 月 当社執行役員事業開発部長 2022年6月 当社取締役事業開発部長(現任)

■ 重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

土渕友美氏は、長年ウェディング事業の組織の構築に携わり、運営統括本部副本部長として豊富 な経験と実績を有しております。2014年4月より執行役員として当社の経営全般に関わってきた ことに加え、2021年4月より事業開発本部長としてホテルの新規出店業務を統括し、当社の経 営、成長戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式数 普通株式 15,507株

■取締役在任年数 10年

■所有する当社の株式数 普通株式 5.205株

■取締役在任年数 8年

すすむ 准

1963年9月7日生

社 外 独立役员

株式会社代表取締役 (現任)

再 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 株式会社リクルート (現株式会社

リクルートホールディングス)入社 2000年10月 アール・プロメトリック株式会社 (現プロメトリック株式会社)

Vice President

2004年10月 株式会社カネボウ化粧品 Chief

Compliance Officer代行 2006年11月 株式会社ジュリアーニ・コンプ ライアンス・ジャパン

Managing Director

2008年7月 プリンシプル・コンサルティング

2011年 5 月 らでいっしゅぼーや株式会社(現 オイシックス・ラ・大地株式会

社) 社外監查役

2012年5月 株式会社デイリートップ東日本取締役 2012年10月 情報構造化研究所株式会社 (現麹町

アカデミア株式会社) 代表取締役

2014年 6 月 当社取締役 (現任)

2015年6月 学校法人芝浦工業大学監事(現任)

■ 重要な兼職の状況

プリンシプル・コンサルティング株式会社代表取締役 学校法人芝浦工業大学監事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

秋山 進氏は、その広範な企業経営の経験及び実績をもとに、2014年6月より当社の社外取締役 として、企業社会全体を踏まえた客観的視点で助言監督等を行っており、今後も取締役会の意思 決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしまし た。



佐々木 公明

1966年3月15日生

社 外

独立役员

再 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1995年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 1999年8月 東京銀座法律事務所パートナー 弁護十

2003年5月 アムレック法律会計事務所(現

霞が関法律会計事務所) パート ナー弁護士

2004年6月 当社監査役

2005年4月 財団法人短期大学基準協会(現 一般財団法人大学・短期大学基

準協会) 理事 (現仟)

2015年3月 桜田诵り総合法律事務所シニア パートナー弁護十 (現任)

2016年6月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

桜田诵り総合法律事務所シニアパートナー弁護士 一般財団法人大学・短期大学基準協会理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐々木公明氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識をもとに、2004年6月より社外監査役と して、また、2016年6月より社外取締役として公正かつ客観的な視点で意見を表明し、適切な取 締役会運営に貢献しております。当社グループの適正なコーポレートガバナンス強化及び取締役 会の透明性の向上に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式数普通株式765株

■取締役在任年数

2年

候補者 番号 **村木** 真紀 1974年12月7日生

社 外 独立役員

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1997年 4 月 サッポロビール株式会社 (現サ

ッポロホールディングス株式会

社)入社

2000年 4 月 株式会社島忠入社

2001年10月 ベリングポイント株式会社 (現

プライスウォーターハウスクーパース株式会社)入社

2004年10月 大阪府議会議員(無所属)秘書

2008年5月 株式会社ディーバ (現株式会社

アバント)入社

 2009年4月
 関西学院大学非常勤講師(現任)

 2013年7月
 認定NPO法人虹色ダイバーシティ設立

理事長 (現任)

2022年6月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

認定NPO法人虹色ダイバーシティ理事長 関西学院大学非常勤講師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

村木真紀氏は、上場企業を含む複数の企業で、主に決算業務の効率化、早期化のためのシステム 導入に関するコンサルティングを歴任された後、LGBTQ+と職場の課題解決のため、2013年7 月に認定NPO法人虹色ダイバーシティを設立、理事長に就任されております。当社の経営に「ダイバーシティ&インクルージョン」を含む新しい視野、知見を付加いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数には、テイクアンドギヴ・ニーズ役員持株会における持分も含めております。
 - 2. 所有する当社の株式数は、2024年3月31日現在のものであります。
 - 3. 野尻佳孝氏は、株式会社TRUNKの代表取締役であり、当該会社は当社との間に賃貸借関係があります。また、当社は当該会社に運転資金の貸付を行っております。
 - 4. 他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 5. 当社と秋山 進氏、佐々木公明氏及び村木真紀氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要は、P54「4. 会社役員の状況(2)責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
 - 6. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の再任が承認された場合、当該保険の被保険者に含められることとなります。また、各候補者の任期途中である2024年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該契約の概要は、P54「4. 会社役員の状況(3)会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。
 - 7. 秋山 進氏、佐々木公明氏及び村木真紀氏は社外取締役候補者であります。
 - 8. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数は以下のとおりであります。
 - ①秋山」進氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
 - ②佐々木公明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 - ③村木真紀氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 9. 当社は、秋山 進氏、佐々木公明氏及び村木真紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
 - 10. 土渕友美氏の戸籍上の氏名は、坂下友美氏であります。
 - 11. 村木真紀氏の戸籍上の氏名は、木村真紀氏であります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリクス

取締役の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名 スキル	野尻佳孝	岩瀬賢治	宮本隆志	土渕友美	秋山 進	佐々木公明	村木真紀
企業経営	•	•			•		
事業イノベーション	•	•	•	•			•
ESG・サステナビリティ	•	•				•	•
業界経験・知見	•	•	•	•			
人材開発・労務		•			•	•	•
マーケティング・営業	•	•	•	•			
不動産開発	•			•			
IT・デジタル			•				•
財務・ファイナンス					•		
法務・リスクマネジメント					•	•	

スキル	定義
企業経営	中長期的な成長戦略を策定・遂行し、経営陣による業務執行を実効的に監督するための、他社又は当 社グループでの経営責任者としての経験又は高度な知見
事業イノベーション	既存市場にイノベーションを起こし新たな市場を創るための、ホスピタリティ産業に関する豊富な職 務経験又は知見
ESG・サステナビリティ	商品・サービス等様々な側面にサステナビリティ活動を取り入れ、新しい付加価値を創出するため の、多様な価値観についての見識
業界経験・知見	ホスピタリティ業界の新しい価値や、更なる成長と安定した利益を創出するための、事業環境や市場 特性に関する専門的知見
人材開発・労務	多様な人材が活躍・成長できる組織や、従業員エンゲージメントの高い組織を創るための、人材戦略 に関する知見
マーケティング・営業	顧客の価値観の多様化から生ずる課題を見極め、営業活動やマーケティングソリューションを発展させるための経験又は知見
不動産開発	ブティックホテルの展開や、運営受託・アライアンス提携等、不動産の企画・開発等を伴う事業の推 進を行うための専門的知見
IT・デジタル	既存事業のサービス展開・拡充や、新事業・新サービスを創出するための、IT・デジタルに関する専門的知見
財務・ファイナンス	財務戦略を策定・遂行し、健全な財務基盤の構築や、将来の事業成長に向けた適切な投資と当社の方 針に則った株主還元を実現するための経験又は高度な知見
法務・リスクマネジメント	適切な事業活動を継続し、独自性の高い企業価値を維持するための、企業法務、法規制等に関する専門的知見や、様々な領域におけるリスクマネジメントに関する知見

第4号議案 監査役4名選任の件

当社の監査役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



■所有する当社の株式数 普通株式 600株

■監査役在任年数2年

##者 **1 北野 秀一** 1

1961年8月5日生

再 任

■ 略歴、当社における地位

1985年 4 月 全日空エンタプライズ株式会社入社 2007年 3 月 メリケンホテルマネージメント

有限会社神戸メリケンパークオ リエンタルホテル入社

2011年7月 当社入社

2012年 4 月 当社東日本事業部長

2014年 4 月 当社執行役員東日本事業部長

兼東海事業部長

2014年12月 当社執行役員東日本事業部長

兼東海事業部長

兼株式会社アニバーサリートラ

ベル取締役

兼株式会社ライフエンジェル取締役 2018年 1 月 当社執行役員内部監査部長

2018年4月 当社内部監査部長

2022年6月 当社監査役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

なし

監査役候補者とした理由

北野秀一氏は、2014年4月に執行役員に就任以降、子会社の取締役、内部監査部長を歴任しており、これらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、2022年6月より常勤監査役として公正かつ客観的な視点で助言監督等を行っております。当社の監査業務の更なる充実に寄与していただけると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。



■所有する当社の株式数 普通株式 12,565株

■監査役在任年数

17年



■所有する当社の株式数 普通株式 14.381株

■監査役在任年数 8年

ひら た **平**田 1952年9月8日生

再 任

■ 略歴、当社における地位

1981年8月 公認会計士登録

1982年 5 月 平田会計事務所開業 所長 (現任) 1982年 5 月 株式会社エフ・プランニング設 立代表取締役社長 (現任)

1982年9月 税理士登録

1997年12月 センチュリー監査法人 (現EY新日本

有限責任監査法人) 代表社員

2000年10月 当社監查役

2002年5月 ネクステック株式会社監査役 2002年9月 株式会社アガスタ監査役

2003年10月 株式会社グッドラック・コーポ レーション監査役

2004年6月 当社相談役

2007年6月 当社監査役 (現任)

2012年 4 月 公益財団法人日本オペラ振興会監事(現任)

■ 重要な兼職の状況

平田会計事務所所長

監査役候補者とした理由

平田毅彦氏は、公認会計士として培われた高度な専門的知識・経験等を有しており、当社の監査 体制に反映させていただくため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者



光博

1950年8月21日生

社 外

再 任

■ 略歴、当社における地位

1973年 4 月 福田公認会計士事務所入所

1982年3月 公認会計士登録 1982年 3 月 税理士登録

1986年2月 東陽監査法人加入 1989年5月 東陽監査法人社員登録

1996年11月 東陽監査法人代表社員登録

2001年 5 月 東陽監査法人総務部長

2003年5月 東陽監査法人副理事長 2005年5月 東陽監査法人理事長

2005年6月 税理士法人福田・安斎事務所

代表社員 (現任) 2009年9月 東陽監査法人会長

2014年9月 東陽監査法人相談役

2016年6月 当社社外監査役(現任)

■ 重要な兼職の状況

税理士法人福田・安斎事務所代表社員

社外監査役候補者とした理由

福田光博氏は、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士として培われ た高度な専門的知識・経験等を当社の監査体制に反映させていただくため、引き続き社外監査役 として選仟をお願いするものであります。



■所有する当社の株式数 普通株式 0株

■監査役在任年数

8年

高井 章光

1968年6月5日生

社 外 再 任

■ 略歴、当社における地位

1995年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 1999年 6 月 須藤·髙井法律事務所開設共同 パートナー 2007年11月 第二東京弁護士会仲裁センター 仲裁人候補者 (現任) 2009年 1 月 司法委員(東京地方裁判所) 2011年9月 原子力損害賠償紛争審査会特別 委員(文部科学省)(現任) 2014年2月 事業承継を中心とする事業活性化 に関する検討会委員(中小企業庁) 2014年 5 月 日本弁護士連合会日弁連中小企 業法律支援センター事務局長 2014年8月 東京商工会議所中小企業の法務 対応に対する専門委員会委員 2015年5月 全国倒産処理弁護士ネットワー ク理事 (現任)

2015年7月 事業引継ぎ支援事業の評価方針検

討会委員 (中小企業基盤整備機構) 2016年 4 月 事業承継を中心とする事業活性化

に関する検討会委員(中小企業庁)

2016年6月 髙井総合法律事務所開設代表(現任) 2016年6月 当社社外監査役 (現任)

2017年 6 月 株式会社NEW ART (現株式会社 NEW ART HOLDINGS) 社外

監査役 (現任)

2020年11月 株式会社コジマ社外取締役(監

杳等委員) (現仟)

2021年2月 株式会社ノダ社外取締役 (現任) 2021年12月 大和証券リビング投資法人監督役員 (現任) 2022年 4 月 一橋大学大学院法学研究科特任教授 2024年 4 月 一橋大学大学院法学研究科客員教授 (現任)

■ 重要な兼職の状況

髙井総合法律事務所代表 株式会社NEW ART HOLDINGS社外監查役 株式会社コジマ社外取締役(監査等委員) 株式会社ノダ社外取締役 大和証券リビング投資法人監督役員

社外監査役候補者とした理由

髙井章光氏は、弁護士として培われた豊富な経験と高度な専門的知識を当社の監査体制に反映さ せていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 所有する当社の株式数には、テイクアンドギヴ・ニーズ役員持株会における持分も含めております。
 - 2. 所有する当社の株式数は、2024年3月31日現在のものであります。
 - 3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 4. 当社と北野秀一氏、平田毅彦氏、福田光博氏及び髙井章光氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第 1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該責任 限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要は、P54「4.会社役員の状況(2)責任限定契約の内容の概 要しに記載のとおりであります。
 - 5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間 で締結しており各候補者の再任が承認された場合、当該保険の被保険者に含められることとなります。また、各候補者の 任期途中である2024年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該契約の概要は、P54「4.会社役 員の状況(3)会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項 に記載のとおりであります。
 - 6. 福田光博氏及び髙井章光氏は、社外監査役候補者であります。
 - 7. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - 社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数について
 - ①福田光博氏の当社監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 - ②髙井章光氏の当社監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第2号議案の「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を 取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



■所有する当社の株式数 普通株式 0株

た むら か よ 田村 香代

1977年8月3日生

社 外

■ 略歴、当社における地位

2005年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2005年10月 田島正広法律事務所 2009年11月 辻誠法律事務所弁護士(現任) 2011年4月 東京弁護士会調査室嘱託 2018年 4 月 東京家庭裁判所家事調停委員(現任) 2019年 1 月 東京地方裁判所借地借家法等鑑 定委員(現任)

2021年 4 月 東京弁護士会常議員

■ 重要な兼職の状況

辻誠法律事務所弁護士

補欠の社外監査役候補者とした理由

田村香代氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として辻誠法律事務所に所属し、東京地方裁判所借地借家法等鑑定委員を務めるなど、借地関係・不動産の評価等に関する専門的知識を有しております。これらを活かし、当社の監査役としての役割を果たすことが期待できることから、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 田村香代氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 当社は、田村香代氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要は、P54「4. 会社役員の状況(2)責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
 - 4. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、田村香代氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険の被保険者に含められることとなります。また、2024年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該契約の概要は、P54「4. 会社役員の状況(3)会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。

(ご参考) 独立性判断基準

当社は、次のいずれの項目にも該当しない社外取締役及び社外監査役を、一般の株主様と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断しております。

- 1. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- 3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- 4. 最近において 1. から 3. までのいずれかに該当していた者
- 5. 次の①から④までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の近親者
 - ①1. から4. までに掲げる者
 - ②当社の子会社の業務執行者
 - ③当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - ④最近において②、③又は当社の業務執行者に該当していた者
- (注) 1. 業務執行者とは業務執行取締役、執行役員その他使用人等をいいます。
 - 2. 近親者とは二親等以内の親族をいいます。

以上



1 当社グループの現況に関する事項

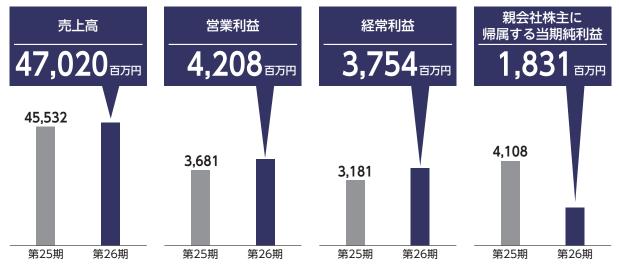
(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきまして、ウェディングマーケットにおいては、婚姻件数がコロナ禍で減少した水準のまま依然低迷しており、厳しい市場環境が続きました。そのため、取扱件数は減少いたしましたが、消費活動の回復に伴い列席者数が増え、婚礼単価が上昇し、件数の減少に伴う売上高減少を補完いたしました。

一方、ホテルマーケットにおいては、訪日外国人旅行者の消費額が大きく伸び、稼働率や平均客室単価は 好調に推移した他、レストランやハネムーン旅行手配等のその他事業も伸長した結果、増収となりました。

これらの結果、売上高は470億20百万円(前年同期比3.3%増)、営業利益は42億8百万円(前年同期比14.3%増)、経常利益は37億54百万円(前年同期比18.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は18億31百万円(前年同期比55.4%減)となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度において減資に伴う繰延税金資産の回収可能性の見直しを行った影響により15億30百万円増加していた反動のため、減益幅が大きくなっております。

なお、当連結会計年度の事業別の業績は次のとおりであります。



WEDDING BUSINESS

国内ウェディング事業

主要な事業内容

国内ウェディング事業は、ウェディング事業、ホテル事業が主要な事業であります。

ウェディング事業は、直営の邸宅型式場を貸切りで提供するハウスウェディング事業と、他社の婚礼運営を受託するコンサルティング事業があります。「貸切」「一顧客一担当制」等の競争優位性によって「オリジナルウェディング」を創り上げ、高価格・高品質な結婚式を提供しております。

ホテル事業は、国内発となるブティックホテル TRUNK(HOTEL) を渋谷区神宮前に出店し、訪日外国人が顧客の 90%を占める独自性の強いホテルを展開しております。

事業会社

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ / 株式会社 TRUNK / 株式会社 GENTLE / 株式会社 Dressmore

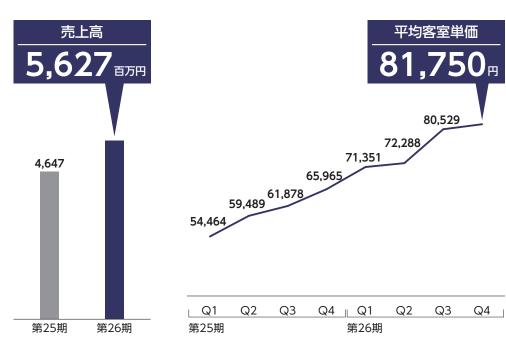
- ●国内ウェディング事業におきましては、直営店の施行件数は、10,350組(前年同期比507組減)となりました。これはマーケットの婚姻件数がコロナ禍前の水準への回復まで時間を要していること、また、前年度は、一昨年前に予定されていた婚礼がコロナ禍で挙式日延期を多く行ったため、一時的に施行件数が増加していたことの反動であります。
- ●婚礼単価は 3,924 千円(前年同期比 160 千円増)と引き続き続伸しております。
- ●ホテルの平均客室単価は、四半期ごとに続伸しており、第3四半期以降は、80,000円を超過いたしました。
- 2023年9月にTRUNK(HOTEL) YOYOGI PARK をオープンし、好調にスタートしており ます。
- ●以上の結果、売上高 458 億 86 百万円(前年 同期比 2.3%増)、営業利益 59 億 77 百万円(前 年同期比 7.7%増)と、業績を伸ばすことがで きました。











CONSULTING

コンサルティング

- ●国内ウェディング事業のコンサルティングにおきましては、取扱件数が 2,021 組(前年同期比 539 組増)となりました。
- ●取扱件数の増加に伴い、売上高は13億39百万円(前年同期比2億36百万円増)となりました。
- 引き続き、提携先開発に注力してまいります。













OTHERS

その他事業



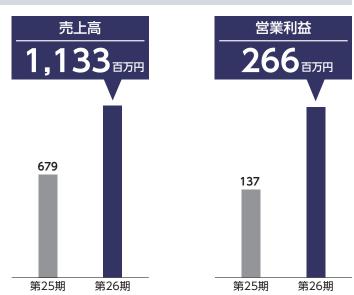
主要な事業内容

その他事業は、主に婚礼に関連する事業として、新郎新婦様を資金面からサポートする金融・クレジット事業(ブライダルローン)と、 オーダーメイドのハネムーンをご提案する旅行事業を展開しております。

事業会社

株式会社ライフエンジェル / 株式会社アニバーサリートラベル

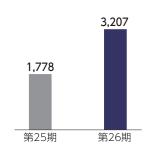
- その他事業である金融・クレジット事業 (ブライダルローン) におきましては、当 社だけでなく他社との提携数の増加に伴 い、取扱件数の増加と費用の合理化によ り、増収増益となりました。
- ●旅行事業におきましても、コロナの収束 とともに、海外旅行の件数が増加し、加 えて新郎新婦様が当社のオーダーメイド 型プランをお申込みいただく決定率が高 まり、取扱件数が増えたため、増収増益 となりました。
- この結果、売上高は 11 億 33 百万円(前年同期比 66.8%増)、営業利益は 2 億 66百万円(前年同期比 93.7%増)となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中は、国内ウェディング事業を中心に総額32億7百万円の設備投資を実施しております。 国内ウェディング事業におきましては、新規出店及び直営店舗の改修等に29億35百万円の設備投資を実施 いたしました。

■設備投資額 (単位:百万円)







ザ・シーズンズ横浜チャペルリニューアル

アクアガーデンテラス大阪チャペルリニューアル

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、新規出店、設備投資及び運転資金等に充てるため、金融機関からの借り入れにより39億0百万円の資金調達を行いました。



(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、物価高に伴い個人消費が弱まっている中でも、婚礼単価は継続的に上昇しており、今後も引き続き上昇するものと見込んでおります。また、訪日外国人旅行者の増加に伴い、ホテル事業やレストラン事業も引き続き、需要が拡大するものと見込んでおります。

しかしながら、コロナ禍で2020年以降大きく減少した婚姻件数回復にはまだ時間を要するものと思われ、婚礼取扱件数は、前年を下回る見込みで計画しております。受注活動強化のため、リニューアル等の投資を行いつつ、コロナ禍を経て向上させてきた営業利益率を維持し、業績の伸長を図ってまいります。

ホテル市場におきましては、訪日外国人旅行者の増加に伴い、引き続き外資系チェーンホテル等の開発が進んでおり、需要・供給ともに加速している状況であります。当連結会計年度におきましては、当社グループのホテルにつきましても宿泊稼働率、宿泊者の外国人比率が大幅に上昇し、今後もこの傾向は続くものと予想しております。2023年9月にオープンしたTRUNK(HOTEL) YOYOGI PARKの宿泊稼働率及び客室単価につきましても好調に推移しております。

当社グループは未曾有の世界的コロナパンデミックを経験する中で、改めて自分たちの存在意義、あるべき姿を再考し、2022年に「ホスピタリティ業界にイノベーションを起こし 日本を躍動させる」というPURPOSE及び、長期経営方針「EVOL2030」を制定いたしました。2025年3月期は、4年連続増益を達成するとともに、日本の観光産業活性化に寄与すべく、PURPOSEの実現、長期的な企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。





(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第23期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第24期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第25期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第26期(当期) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高(百万円)	20,044	39,482	45,532	47,020
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△11,687	1,548	3,181	3,754
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△16,214	1,877	4,108	1,831
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△1,250円73銭	128円89銭	300円77銭	113円59銭
総資産 (百万円)	48,578	54,032	55,235	54,380
純資産(百万円)	7,237	11,843	15,753	16,963
1株当たり純資産額 (円)	558円11銭	673円86銭	974円70銭	1,019円87銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式 総数により算出しております。
 - 2. 第26期の概況については、P41「1. 当社グループの現況に関する事項(1) 事業の経過及びその成果」に記載しておりま

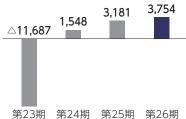
売上高(単位:百万円)



■総資産(単位:百万円)



■ 経常利益又は経常損失(△)(単位: 百万円)



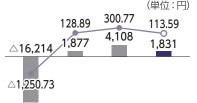
■ 純資産 (単位:百万円)

1株当たり純資産額 (単位:円)



■親会社株主に帰属する当期純利益

又は当期純損失(△)(単位: 百万円) ●1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)



第23期 第24期 第25期 第26期

② 当社の財産及び損益の状況

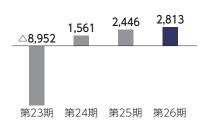
区 分	第23期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第24期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第25期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第26期(当期) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高 (百万円)	16,180	35,806	40,108	40,084
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△8,952	1,561	2,446	2,813
当期純利益又は当 期純損失 (△)	△14,331	1,637	3,444	919
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△1,105円48銭	110円38銭	249円56銭	51円01銭
総資産(百万円)	46,267	51,126	51,492	49,809
純資産 (百万円)	6,940	11,318	14,563	14,862
1株当たり純資産額 (円)	535円25銭	633円35銭	883円02銭	875円79銭

⁽注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

売上高(単位:百万円)

35,806 40,108 40,084 16,180 第23期 第24期 第25期 第26期

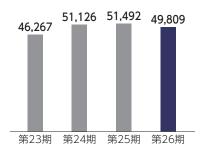
■ 経常利益又は経常損失(△)(単位:百万円) ■ 当期純利益又は当期純損失(△)(単位:百万円)



当期純利益又は当期純損失(△)(単位:百万円)●1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)



■総資産(単位:百万円)



純資産(単位:百万円)

1株当たり純資産額 (単位:円)



49

(6) 当社グループの主要な拠点(2024年3月31日現在)

①当社 本社:東京都品川区

②主要子会社 株式会社TRUNK 本社:東京都渋谷区

③国内直営店舗:

・ハウスウェディング:

全国 60 店舗 (85 会場)

・ホテル:

全国

・ドレスショップ:

9店舗 全国

・レストラン:

④業務提携先:

全国 10 店舗

信越・北陸エリア

ハウスウェディング 5店舗

中国・四国エリア

ハウスウェディング 6店舗 業務提携先 1店舗

北海道・東北エリア

ハウスウェディング 3店舗 業務提携先 1店舗

関東エリア

ハウスウェディング 13店舗 ドレスショップ 2店舗 レストラン 1店舗 業務提携先 1店舗

東京エリア

ハウスウェディング 9店舗 3店舗 ホテル ドレスショップ 2店舗 レストラン 1店舗 6店舗 業務提携先

東海エリア

ハウスウェディング 8店舗

九州エリア

ハウスウェディング 4店舗 業務提携先 1店舗 近畿エリア

ハウスウェディング 12店舗 ホテル 1店舗 5店舗 ドレスショップ



アーククラブ迎賓館 新潟 ガーデンヒルズ迎賓館 大宮





青山迎賓館



TRUNK(HOTEL) CAT STREET



山手迎賓館 横浜







アルモニーアンプラッセ 大阪 アーヴェリール迎賓館 岡山 ベイサイド迎賓館 鹿児島

(7) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社TRUNK	14百万円	51.3%	国内ウェディング事業

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

報告セグメント	従業	員数	前連結会計年	度末比増減
国内ウェディング事業	1,538	(754) 名	42名増	(36名増)
その他	30	(1)	2名増	_
全社(共通)	93	(4)	2名減	(1名増)
合計	1,661	(759)	42名増	(37名増)

⁽注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。) は、当連結会計年度の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平 均 勤 続 年 数
1,358 (647) 名	一 (18名増)	32.5歳	6年8ヶ月

⁽注) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、当事業年度の平均人員(1日8時間換算)を())外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入残高の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	6,972百万円
株式会社みずほ銀行	5,308
株式会社商工組合中央金庫	2,580
株式会社三井住友銀行	2,230
三井住友信託銀行株式会社	1,881
農林中央金庫	805
株式会社三菱UFJ銀行	791

^{2.} 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

2 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

①発行可能株式総数 24.912.000株

②発行可能種類株式総数 普通株式 24,912,000株

第一種種類株式

(2) 発行済株式の総数

普诵株式 14.619.330株 (自己株式33,427株を含む)

第一種種類株式 2.000株

(3) 株主数

普诵株式

第一種種類株式

外国法人等 自己株式 27.10% 0.23% 株主構成比率 その他法人 金融機関・証券会社 個人・その他 37.97% 15.88% 18.82%

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (全て普通株式)	持株比率
野尻佳孝	2,460,950株	16.87%
TSUNAGU INVESTMENTS PTE. LTD.	1,492,327	10.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,456,200	9.98
株式会社東京ウエルズ	1,035,970	7.10
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	633,400	4.34
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	620,641	4.25
株式会社ユニマットライフ	548,200	3.75
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	497,500	3.41
ウェルズ通商株式会社	440,000	3.01
RE FUND 107-CLIENT AC	283,400	1.94

2.000株

8.206名

1名

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区 分	株 式 数(全て普通株式)	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	6,600株	4名

⁽注) 1. 持株比率は、自己株式 (33,427株) を控除して計算しております。 2. 第一種種類株式は優先株式であり、議決権はありません。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地	! 位	Ĭ		氏	名			担当及び重要な兼職の状況
代表国	取締役	会長	野	尻	佳	孝		株式会社TRUNK代表取締役社長 一般社団法人未来ウエディングJAPAN代表理事会長
代表耳	取締役	社長	岩	瀬	賢	治		レストラン事業部長 株式会社GENTLE代表取締役社長
取	締	役	宮	本	隆	志		事業企画部長 株式会社Dressmore代表取締役社長
取	締	役	土	渕	友	美		事業開発部長
取	締	役	秋	Ш		進	社 外 独立役員	プリンシプル・コンサルティング株式会社代表取締役 学校法人芝浦工業大学監事
取	締	役	佐々	々木	公	明	社 外 独立役員	弁護士 桜田通り総合法律事務所シニアパートナー弁護士 一般財団法人大学・短期大学基準協会理事
取	締	役	村	木	真	紀	社 外 独立役員	認定NPO法人虹色ダイバーシティ理事長 関西学院大学非常勤講師
常勤) 監 査	1 役	北	野	秀	_		_
監	査	役	平	\blacksquare	毅	彦		公認会計士・税理士 平田会計事務所所長
監	査	役	福	Ш	光	博	社 外	公認会計士·税理士 税理士法人福田·安斎事務所代表社員
監	查	役	髙	井	章	光	社外	弁護士 高井総合法律事務所代表 株式会社NEW ART HOLDINGS社外監査役 株式会社コジマ社外取締役(監査等委員) 株式会社ノダ社外取締役 大和証券リビング投資法人監督役員 一橋大学大学院法学研究科特任教授

- (注) 1. 取締役のうち秋山 進氏、佐々木公明氏及び村木真紀氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち福田光博氏及び髙井章光氏は、社外監査役であります。
 - 3. 2023年6月23日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって、取締役谷田昌広氏は任期満了により退任いたしました。
 - 4. 監査役平田毅彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 監査役福田光博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 監査役髙井章光氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、加えて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 7. 当社は、取締役秋山 進氏、佐々木公明氏及び村木真紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円又は法令 の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

- ① 被保険者の範囲
 - 当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員並びにその相続人
- ② 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。但し、当該保険契約に免責額を設定しており、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	対象員数	報酬等の総額	報酬等の種	類別の総額
区 分	刈 家貝奴	報酬寺の秘領	基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	191百万円 (10)	183百万円 (10)	7百万円 (-)
<u></u> 監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	20 (7)	20 (7)	_ (-)
	12 (5)	212 (18)	204 (18)	7 (-)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2023年6月23日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2000年6月26日開催の第2回定時株主総会において年額500百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2000年6月26日開催の第2回定時株主総会において年額100百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
 - 4. 取締役(社外取締役を除く)の非金銭報酬等は、2019年6月26日開催の第21回定時株主総会において決議された、取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬制度に基づき、対象取締役に当事業年度に費用計上した、株式報酬相当額であります。本制度において、交付される当社株式の総数は、役務提供期間1年当たり対象取締役全員につき3万株以内とし、交付取締役会決議に基づき、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、その全部を現物出資させることにより株式の発行又は自己株式の処分によって当社株式を交付することとし、各対象取締役に対して付与されることとなる金銭報酬債権の額の算定方式は「上限交付株式数 × 当社普通株式の時価」とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
 - 5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役及び監査役報酬の決定に関する方針と手続

取締役報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査役報酬等の決定方針については監査役の協議により決定しております。

1 取締役報酬

a. 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主利益と連動した報酬体系となるよう設計し、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。

b. 取締役報酬の内容

取締役報酬は、固定報酬部分と業績評価連動部分を基本構成要素とし、各職責に応じた報酬体系としております。業務目標遂行状況による個々人の業績評価を踏まえて、年間の総報酬額を決定し、これを月額報酬として支給する部分と事後交付型株式報酬(RSU)を付与する部分から構成しております。

業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、業績評価連動部分及びRSUを含まず、固定報酬部分のみで構成しております。

c. 報酬決定の方法

経営の透明度を高めるため、以下の手続を経て決定しております。

各取締役の職責、業務目標遂行状況を踏まえて、代表取締役会長野尻佳孝氏と代表取締役社長岩瀬賢治 氏が各取締役の個人別の報酬案を作成し、独立社外取締役・社外監査役を主な構成員とする諮問委員会に 提出いたします。諮問委員会の意見を踏まえ、代表取締役会長と代表取締役社長にて最終決定いたしま す。

なお、代表取締役会長と代表取締役社長にこれらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

以上の手続きを経ることで、各取締役の個人別の報酬額は合理的かつ適切に決定されていると判断しております。

諮問委員会構成メンバー

社外取締役 秋山 進 社外取締役 佐々木 公明 社外取締役 村木 真紀

監査役 北野 秀一 監査役 平田 毅彦 社外監査役 福田 光博 社外監査役 髙井 章光

② 監査役報酬

a. 基本方針

各監査役の職務執行の対価として適正な水準で支給することを基本方針としております。

b. 監査役報酬の内容

監査役報酬は、経営に対する独立性の強化を重視し、固定報酬のみとし、これを月額支給しております。

c. 報酬決定の方法

監査役報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況を考慮し、監査役の協議により決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分及び氏名	重要な兼職の状況
取締役	プリンシプル・コンサルティング株式会社代表取締役
秋 山 進	学校法人芝浦工業大学監事
取締役	桜田通り総合法律事務所シニアパートナー弁護士
佐々木 公 明	一般財団法人大学・短期大学基準協会理事
取締役	認定NPO法人虹色ダイバーシティ理事長
村 木 真 紀	関西学院大学非常勤講師
<u></u> 監 査 役 福 田 光 博	税理士法人福田・安斎事務所代表社員
監査役 髙井章光	高井総合法律事務所代表 株式会社NEW ART HOLDINGS社外監査役 株式会社コジマ社外取締役(監査等委員) 株式会社ノダ社外取締役 大和証券リビング投資法人監督役員 一橋大学大学院法学研究科特任教授

⁽注) 上記法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	区	分	J	氏	名		取締役会への 出席状況 (出席率)	監査役会への 出席状況 (出席率)	活 動 状 況 (期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取	締	役	秋	Ш		進	18/18回 (100%)	_	経営者としての豊富な経験と見識のもとで業務 執行の監督等に十分な役割を果たし、議案の審 議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	佐々	7木	公	明	18/18回 (100%)	_	弁護士としての専門的見識のもとで業務執行の 監督等に十分な役割を果たし、議案の審議に必 要な発言を適宜行っております。
取	締	役	村	木	真	紀	17/18回 (94.4%)	_	「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進 において、これまでの経験に基づき、議案の審 議に必要な発言を適宜行っております。
監	査	役	福	\blacksquare	光	博	18/18回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士・税理士としての専門的見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監	査	役	髙	井	章	光	18/18回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士としての専門的見識に基づき、議案の審 議に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2)報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

55百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等には、これらの額の合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

(4)解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役 は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたしま す。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3か月(2024年1月1日から同年3月31日まで。但し、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。)の処分を受けました。

6 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、継続的な成長を実現するための投資を行いつつ、株主の皆様への利益還元を適正かつ安定的に行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当回数は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

当事業年度につきましては、当期の利益の状況、将来の事業展開などを勘案し、1株当たり20円(うち中間配当10円)とさせていただきました。今後とも株主の皆様の支援に報いるため、安定配当を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。



スマートフォンやタブレット端末から左記のQRコードを読み取ると Googleマップにアクセスいただけます。

株主総会会場ご案内図

■ 会場

アーフェリーク白金

〒108-0071 東京都港区白金台四丁目19番19号

■ 交通

東京メトロ南北線・都営三田線 白金台駅 1番出口より 徒歩 5分

※駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。



株主メモ

事業年度 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

定時株主総会 毎年6月開催

定時株主総会:毎年3月31日 **基準日** 期末配当金:毎年3月31日

中間配当金:毎年9月30日

株主名簿管理人及び東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 特別口座の口座管理機関三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒 168-0063

(郵便物送付先) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先) **(**0120-782-031

(HPアドレス) https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

公告の方法

下記当社ホームページに掲載して行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

https://www.tgn.co.jp/ir/stock/eadvertisement/

金融商品取引所

東京証券取引所 (プライム)

株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

証券会社に□座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、□座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に□座を開設されていない株主様は、特別□座の□座管理機関である左記三井住友信託銀行にご確認ください。

特別口座について

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である左記三井住友信託銀行に口座(特別口座といいます)を開設しています。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は左記の電話照会先宛にお願いいたします。

